

助成金交付希望団体等を募集します

山形村社会福祉協議会では、下記により平成 30 年度の指定地域福祉活動支援事業による助成金交付団体等を募集します。

指定地域福祉活動支援事業では、地域の支え合い助け合いの推進を目的に、地域貢献活動を行なっている団体の諸経費に対し助成金を交付しております。

今年度、活動費の助成を希望する団体はご活用ください。

(助成金の詳細については裏面をご覧ください。)

申請受付期間

平成 30 年 5 月 1 日～5 月 21 日 (土日祝日を除く)

※期間中 8 : 30～18 : 30 まで時間を延長して受付をしております。



申請受付／問い合わせ

山形村社会福祉協議会 事務局

住所 山形村 4 5 2 0 - 1 (いちいの里内)

Tel 0 2 6 3 - 9 7 - 2 1 0 2

(担当：西澤・吉澤・宮田)

*申請用紙は上記の事務所まで(説明会出席の方は、その際にお渡しします)。

☆助成金説明会を行います☆

日時：5月10日(木) 19:00より

場所：いちいの里 研修室

説明会の際に、申請書をお配りします。その場で申請することもできますので申請する団体・グループ等をご参加下さい。

※申し込み不要

※注意事項

- ・書式が一部変更・追加になりましたのでご注意ください。
- ・交付決定された団体はボランティア交流会への参加をお願いしております。尚、今年度はボランティア交流会への参加が審査対象となりますのでご了承ください。

(ボランティア交流会 平成 31 年 2 月 16 日開催)

指定地域福祉活動支援事業助成金

■趣 旨 地域福祉活動を振興し地域福祉の増進をはかるために、住民団体等が村内各地域において、高齢者・障害者・児童・青少年その他住民全般を対象に実践する各種活動に要する経費に対し助成金を交付します。

■実施主体 社会福祉法人 山形村社会福祉協議会

■助成金交付限度額（一般指定活動） 金、25,000 円

（*特別指定活動の交付額は別途定められます。）

■助成金交付対象者 山形村内の住民団体・グループ等

■対象活動及び経費

生活支援活動	日常生活支援活動、サロン、療育活動、施設団体活動、在宅介護者支援活動 ※一部の活動を除き、原則飲食代は対象になりません。
社会参加活動	福祉教育・学習活動、自立・就労支援活動、体験・交流・イベント活動、住みよいまちづくり活動 ※飲食代は対象になりません。
総合福祉的活動	児童・青少年関係活動、生活相談活動、情報提供・啓発活動、その他の地域福祉活動 ※飲食代は対象になりません。

※上記の対象活動（種目）の中のどれか1つの活動について、必要となる次の経費

事業関係

- 謝礼 ■施設・備品の借上料 ■入場料・使用料 ■資料購入費
- 材料購入費 ■企画・調査・研究費 ■広報費 ■資料・資材作成費
- 研修費 ■その他

備品関係

- 行事用備品費 ■事務用備品費 ■生活用品費（日常生活用品・家電等）
- 機能回復訓練備品費 ■介助用備品費 ■趣味・スポーツ用備品費
- その他

※上記活動で、平成30年4月1日～平成31年3月31日までの間に行われるものを対象とします。尚、遡及適用もあります。

※但し次の活動は、本助成金の対象活動（種目）として該当しません。

- 社会福祉協議会から地域福祉団体等助成金・社会福祉協力校事業助成金が交付される活動
- 社会福祉協議会から開催負担金が交付される「いきいきサロン活動」

付 記

*この指定地域福祉活動支援事業助成金の財源には、共同募金配分金が使用されます。

*この助成金は、山形村共同募金委員会/審査会の審査を経て決定し、交付（6月中旬～下旬予定）されます。